

品川区立家庭あんしんセンター
指定管理者候補者公募要項

令和7年9月

品川区子ども未来部
子ども家庭支援センター

目次

1	公募の概要	1
	(1) 公募の名称	
	(2) 公募の趣旨	
2	指定管理者を募集する対象施設について	1
	(1) 施設の概要	
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 施設運営および事業に関すること	
	(2) 運営管理等に関すること	
	(3) 施設維持管理等に関すること	
5	運営経費に関する事項	3
	(1) 利用料金制度の採用	
	(2) 指定管理料	
	(3) 想定外の経費への対応	
	(4) 利用料収入が超過した場合の区への還付	
	(5) 施設等の修繕	
6	管理運営の基準	4
	(1) 関係法令等の遵守	
	(2) 区が定める指針等の遵守	
	(3) 再委託について	
	(4) 運営に関するその他の注意事項	
7	応募資格・要件等	5
	(1) 申請者の資格	
	(2) 団体またはその代表者の欠格事項	
	(3) その他	
8	公募説明会	6
	(1) 公募説明会開催日時	
	(2) 開催場所	
	(3) 参加申込み手続き	
	(4) 参加要件等	
9	現地見学会	6
	(1) 現地見学会開催日時	
	(2) 開催場所	
	(3) 参加申込み手続き	

(4) 参加要件等	
(5) 留意点	
1 0 質疑の受付および回答	7
(1) 質問書の受付	
(2) 質問回答	
1 1 応募手続きについて	7
(1) 提出書類について	
(2) 応募の辞退について	
1 2 企画提案書類について	8
(1) 提出書類について	
(2) 提案に当たっての留意事項	
1 3 指定管理者候補者の選定について	10
(1) 選定予備委員会（書類審査）	
(2) 選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）	
(3) 選考基準（審査基準）	
(4) 選定結果の通知	
1 4 応募に関する留意事項について	11
(1) 留意事項	
1 5 区議会による指定議決	12
1 6 指定議決後の手続き等について	12
(1) 協定の締結	
(2) 災害時協定の締結について	
(3) 損害賠償保険への加入	
(4) モニタリング・評価の実施	
(5) 監査および検査の実施	
(6) 情報の公開について	
(7) 業務の引継ぎ	
(8) 指定の取消し等	
1 7 公募日程（予定）	14
1 8 事務局・問い合わせ先	14

1 公募の概要

(1) 公募の名称

品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者公募

(2) 公募の趣旨

品川区では、母子家庭に対する自立生活支援および子育て家庭に対する育児支援が必要な者に対し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供することによって福祉の増進を図るため、家庭あんしんセンターの設置を進めてまいりました。

本施設の運営に当たっては、開設時は管理委託の手法により運営を行っていましたが、地方自治法の改正を受け、平成18年4月1日以来「品川区立家庭あんしんセンター条例（以下「条例という。」）第9条第1項の規定により、多様な区民ニーズに効果的・効率的に対応できる民間事業者等のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入しております。

現指定管理者の指定期間の終期である令和8年3月31日をもって、開設から20年を経過することから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、改めて指定管理者候補者を公募いたします。

応募に当たっては、基本方針等に基づく区の方針を認識し、また施設の設置目的を理解の上で、創意工夫のある提案を求めます。

2 指定管理者を募集する対象施設について

(1) 施設の概要

名称	品川区立家庭あんしんセンター
所在地	東京都品川区平塚二丁目12番2号
施設規模	鉄筋コンクリート造 階数 地上4階 敷地面積 790.34㎡ 延床面積 1694.19㎡
開設年月日	平成14年9月1日

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う業務

(1) 施設運営および事業に関すること

- ア 条例第2条第1号に規定するひまわり荘
- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条に基づく母子保護の実施に関する事。
 - (イ) 母子緊急一時保護の実施に関する事。
 - (ウ) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）利用児童の保護および養育の実施に関する事。
- イ 条例第2条第2号に規定する子育て支援センター
- (ア) 育成相談その他の児童に関する相談の実施に関する事。
 - (イ) 地域組織化活動（子育てグループ育成等）の実施に関する事。
 - (ウ) 要支援家庭サポート（養育支援訪問事業・育児支援ヘルパー派遣・子育て世帯訪問事業等）の実施に関する事。
 - (エ) ショートステイおよびトワイライトステイ室の利用申込および調整等実施に関する事。
- ウ 条例第2条第3号に規定するファミリー・サポート・センター
- (ア) 会員の募集、登録その他会員組織業務の実施に関する事。
 - (イ) 会員に対する講習会および会員の交流の実施に関する事。
 - (ウ) 援助活動の調整に関する事。
 - (エ) ファミリー・サポート・センター間の連絡調整に関する事。
 - (オ) 関係機関との連絡調整に関する事。
 - (カ) 事業の広報に関する事。
- エ 4（1）アからウまでに掲げるもののほか、センターの設置目的を効果的に達成するために必要と認められる事業を実施する場合は、区に対して事業計画書を提出するものとし、区と協議の上、決定する。
- (2) 運営管理等に関する事
- ア ショートステイ室の利用の承認および承認の取消しに関する事。
 - イ トワイライトステイ室の利用の承認および承認の取消しに関する事。
 - ウ 育児支援ヘルパー派遣の承認および承認の取消しに関する事。
 - エ ショートステイおよびトワイライトステイ室の利用ならびに育児支援ヘルパー派遣の利用に係る利用料金の徴収に関する事。
- (3) 施設維持管理等に関する事
- ア 日常清掃業務に関する事。
 - イ 定期清掃（床、ガラス、蛍光灯）に関する事。
 - ウ 空調設備の保守点検に関する事。
 - エ 防設備（自動火災報知器、消火器、誘導灯、避難梯子）の保守点検に関する事。

- オ エレベーターの保守点検に関すること。
- カ 自動扉の保守点検に関すること。
- キ 加圧給水ポンプの保守点検に関すること。
- ク 植栽管理に関すること。
- ケ 施設および付帯設備の小破修繕に関すること。
- コ 備品および消耗品の維持管理に関すること。
- サ 施設夜間警備業務に関すること。
- シ 防犯設備の保守点検に関すること。
- ス 光熱水費等の支出に関すること。
- セ その他、区が必要があると認める事項。

5 運営経費に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

条例第6条に規定するショートステイおよびトワイライトステイならびに条例第2条に規定する育児支援ヘルパー派遣事業の利用料金は、指定管理者の収入とします。

(2) 指定管理料

本施設は5(1)に規定する収入により運営することを原則としますが、提案のあった経費を精査し、区の予算の範囲内で認められた指定管理料を支払うことといたします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書の中で定めることとします。

ただし、建築基準法第12条に基づく建築物等の定期点検に関する費用は、区から支弁いたします。

(3) 想定外の経費への対応

年度当初には想定できなかった経費のうち、区が特に必要があると認められたものについて、その算定方式等が明らかになった時点で、予算の範囲内において管理運営経費を追加支出する場合があります。ただし、想定された利益を保証するものではありません。

(4) 利用料収入が超過した場合の区への還付

各年度の収支決算時に、指定管理業務における利用料収入額が支出額を一定程度上回った場合は、その差額を区に還付するものとします。なお、還付金の有無および金額については、区と指定管理者が協議のうえ、会計年度ごとに決定いたします。

(5) 施設等の修繕

施設および備品の修繕および購入に関しては、軽微なものについては、指定管理者の責任と負担において実施し、それ以外のものについては、区

と指定管理者が協議のうえ決定します。

6 管理運営の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、下記の関係法令等を遵守し施設の管理運営を行ってください。

- ア 品川区家庭あんしんセンター条例
- イ 児童福祉法
- ウ 地方自治法
- エ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- オ 品川区情報公開条例
- カ 品川区個人情報保護に関する法律施行条例
- キ 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例および同条例施行規則
- ク 品川区災害対策基本条例
- ケ 品川区暴力団排除条例その他、施設の管理運営業務の遂行に関連する法令等

(2) 区が定める指針等の遵守

指定管理者は、下記の主な指針等を十分認識のうえ、積極的に区と連携してください。

- ア 品川区指定管理者制度活用に係る基本方針
 - イ 品川区情報セキュリティ基本方針
 - ウ 品川区環境マネジメントシステム（しながわエコリンク）
 - エ 品川区におけるハラスメントの防止等に関する基本方針
 - オ 品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱
 - カ 品川区地域防災計画
- その他、本施設の管理運営業務の遂行に関連する指針等

(3) 再委託について

指定管理業務の全部または主たる部分を再委託することはできません。ただし、清掃や設備の保守点検等、専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り再委託することができます。

(4) 運営に関するその他の注意事項

- ア 地元町会、関係団体、関係機関等、地域と良好な関係を築くため、地域における防災訓練等の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。
- イ 消耗品等の物品購入、施設修繕については、区内中小事業者への優

先発注に努めてください。

- ウ 本要項等に定めのない事項については、区と指定管理者が協議のうえ決定し、協定書により定めます。

7 応募資格・要件等

本事業に応募できる事業者は、以下の資格要件の全てを満たすことが必要です。なお、同一応募者が複数の提案を行うことはできません。

(1) 申請者の資格

社会福祉法に基づく社会福祉法人であって、次のアからエまでに該当する者

- ア 家庭あんしんセンター・母子生活支援施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者
- イ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者
- ウ 事業者の経営が安定し、継続した事業運営ができること。
- エ 現に東京都内で母子生活支援施設の運営実績を10年以上有している者

(2) 団体またはその代表者の欠格事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4および第167条の11の規定により品川区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- イ 法律行為を行う能力を有しない者
- ウ 破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者
- エ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者
- オ 国税または地方税等を滞納している者
- カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた団体（ただし、施設の民営化や統廃合、法人格の変更に伴う指定の取り消しを除く。）
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、または暴力団もしくはその構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人

(3) その他

- ア 区が開催する本公募の公募説明会および現地見学会に必ず参加すること。
- イ 複数の法人で共同事業体を結成し応募することは認めません。

8 公募説明会

本公募に応募しようとする事業者は、以下に記載する公募説明会に必ず参加してください。

(1) 公募説明会開催日時

令和7年9月17日(水)午後2時から午後3時まで(予定)

(2) 開催場所

品川区二葉一丁目7番15号
品川区子ども家庭支援センター

(3) 参加申込み手続き

ア 参加申込書【様式1】を、令和7年9月16日(火)正午までに電子メールまたはFAXにて送信してください。(送信先は、【様式1】記載のとおりです。)

イ 電子メールの場合は、件名を「品川区立家庭あんしんセンター公募説明会参加希望」としてください。※どちらの方法でも、受信漏れを防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。

(4) 参加要件等

ア 「7 応募資格・要件等」の規定を満たす事業者で、当該事業者の正規職員である者。

イ 1事業者あたり2名以内の参加とします。

9 現地見学会

本公募に応募しようとする事業者は、公募説明会に参加のうえ、以下に記載する現地見学会についても必ず参加してください。現地見学会に参加されない場合には、本公募を辞退したものとみなします。

(1) 現地見学会開催日時

令和7年9月18日(木)午後2時から午後3時まで(予定)

※集合は、現地に開始時間の5分前<厳守>

(2) 開催場所

品川区平塚二丁目12番2号
品川区立家庭あんしんセンター

(3) 参加申込み手続き

参加申込書【様式2】に必要事項を記載し、公募説明会終了後に提出してください。(それ以外の提出方法は認めません。)

(4) 参加要件等

ア 公募説明会に参加した事業者で、当該事業者の正規職員である者。

イ 1事業者あたり2名以内の参加とします。(公募説明会参加者と同

一の方でなくても差し支えありません。)

(5) 留意点

- ア 現地集合・現地解散とします。(近隣の迷惑とならないよう集合時間より大幅に前からお待ちになる行為は避けてください。)
- イ 施設の営業時間内となりますので、利用者等への問い合わせ等は固くお断りいたします。また、同様に施設職員への接触も禁止といたします。
- ウ 見学当日は、利用者へのサービス提供上、ご覧になることができない設備等がありますのでご承知おきください。
- エ 写真撮影は必要最小限の範囲で許可しますが、利用者・職員等が写りこまないよう十分な配慮をお願いいたします。
- オ 見学中は常時マスクを着用してください。また、館内の施設・設備等には触らないでください。

10 質疑の受付および回答

(1) 質問書の受付

本公募についての質問がある場合は、公募説明会以後に【様式3】へ必要事項を記入し、次の送信先に、電子メールで送信してください。なお、質問数は、1事業者当たり5つまでといたします。

※受信漏れを防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。

電子メール以外の方法(持参、郵送、電話、口頭等)では受け付けません。

ア 質疑受付期間

公募説明会終了後から令和7年9月22日(月)午後5時まで

イ 送信先(連絡先)

【様式3】に記載のとおりです

(2) 質問回答

令和7年9月25日(木)を目途に、質問に対する回答書を公募説明会および現地見学会に出席した全ての事業者に対して電子メールで送付します。回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本公募要項と一体のものとして、本公募要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや、質問の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しないことがあります。

11 応募手続きについて

(1) 提出書類について

本公募に応募する場合は、【別紙1】に示す書類を提出してください。

ア 作成方法について

※各書類は以下の点を踏まえて作成してください。

- (ア) 書類は、A4サイズで作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く。）し、ファイルに左綴じすること。
- (イ) ファイルの表紙と背表紙には「品川区立家庭あんしんセンター指定管理者公募応募申請書類一式」と記入し、ファイルの初めに提出書類一覧表を目次として綴じること。
- (ウ) 様式ごとに見出しのインデックスをつけること。
- (エ) 副本については、正本を複写したもので可とする。

イ 提出期限等について

(ア) 提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで（必着）

※持参する場合は、子ども家庭支援センター開庁日の午前9時から午後5時までの時間帯で受け付けます。ただし、正午から午後1時までの時間帯を除きます。

(イ) 提出方法

持参、簡易書留郵便、宅配便のいずれか

※持参する場合は、必ず電話予約のうえご来庁ください。

(ウ) 提出先

〒142-0043

品川区二葉一丁目7番15号 品川区子ども家庭支援センター
品川区子ども未来部子ども家庭支援センター子育て支援連携担当

(2) 応募の辞退について

- ア 公募説明会および現地見学会に参加後、本公募への参加を辞退する場合は、【様式4】へ必要事項を記入し、令和7年9月26日（金）午後5時までに電子メールまたはFAXにて送信してください。（送信先は【様式4】記載のとおりです）
- イ 電子メールの場合、件名は「品川区立家庭あんしんセンター指定管理者公募参加辞退」としてください。
※どちらの方法でも、受信漏れを防ぐため、送信後に電話にて連絡をお願いします。

1.2 企画提案書類について

(1) 提出書類について

応募事業者は、【別紙2】に示す内容の書類を、期日までに提出してください。

ア 作成方法について

※各書類は以下の点を踏まえて作成してください。

(ア) 作成上の留意点について

- a. 明確かつ具体的に記述すること。
- b. 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて、初出の個所に定義を記述すること。
- c. 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する頁を記入すること。
- d. 枚数の指定があるものはそれに従うこと。
- e. 使用する言語、通貨および単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- f. 寸法はメートル法を用い、室名等は記号を用いず図面中表示すること。

(イ) 書式等

- a. 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5Pt以上とし、見やすさに配慮すること。
- b. 左右に15mm以上の余白を設定すること。

(ウ) 編集方法

- a. 書類は、A4縦サイズで作成（所定様式が定められているもの、パンフレット類を除く。）し、ファイルに左綴じすること。
- b. 様式ごとに見出しのインデックスをつけること。
- c. A3サイズの書類等は折り込んで綴じること。
- d. ファイルの表紙と背表紙には「品川区立家庭あんしんセンター指定管理者公募企画提案書類一式」と記入し、ファイルの初めに提出書類一覧表を目次として綴じること。
- e. 副本については、応募者が特定される記述箇所を全て黒くマスキングして提出すること。また、ファイルの表紙を含め、全ての書類に事業者が特定できる名称、記載、ロゴマーク等が一切表示されないよう、全ての箇所にマスキングすること。
- f. 目次を除き、ページ番号を付番すること。別添資料がある場合は、別紙等としてインデックスをつけること。

イ 提出期限等について

(ア) 提出期限

令和7年10月10日（金）午後5時まで（必着）

※持参する場合は、子ども家庭支援センター開庁日の午前9時から

午後5時までの時間帯で受け付けます。ただし、正午から午後1時までの時間帯を除きます。

(イ) 提出方法

持参、簡易書留郵便、宅配便のいずれか

※持参する場合は、必ず電話予約のうえご来庁ください。

(ウ) 提出先

〒142-0043

品川区二葉一丁目7番15号 品川区子ども家庭支援センター

品川区子ども未来部子ども家庭支援センター子育て支援連携担当

(2) 提案に当たっての留意事項

- ア 選定された事業者は、区の「指定管理者」となることを予定しています。最終的な指定管理業務は、区議会による指定議決後、区との協議の上で確定します。指定管理者は、自身の持つノウハウ、創造性、柔軟性などを活かした「質の高いサービスを効率的、継続的に提供する」など、お互いの役割分担のもと、施設運営管理を進めることとします。
- イ 事業実施に際しては、区との連携・協力を十分に図ることが重要となります。併せて、民生委員や地域社会との良好な関係の強化に努めていただきます。
- ウ 人員体制については、母子生活支援施設「ひまわり荘」において児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。）で定める職員の配置を行ってください。ひまわり荘以外の事業については、あらかじめ区と協議の上、事業の実施に必要な職員の配置を行ってください。
また、公の施設としての心構えを認識し、従事職員に対する教育・研修を徹底し、利用者および区民への対応が常に良好となるよう努めてください。これらを踏まえたうえで、事業者からの提案を行ってください。
- エ 提案事項については、選定された場合においても必ず完全な履行を求めるものではありません。また、協議、予算査定により一部内容の変更または経費の増減等がされる場合もあります。

1.3 指定管理者候補者の選定について

指定管理者候補者の選定に当たっては、指定管理者候補者選定予備委員会（以下「選定予備委員会」という。）および指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。

(1) 選定予備委員会（書類審査）

ア 審議事項

提出書類の内容に基づき、提案内容、財務状況等について書類審査を行います。なお、応募事業者が多数の場合は、上位3者を対象に選定委員会において、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

イ 委員の構成

委員長：施設を所管する部長等

副委員長：施設を所管する課長等

委員：関連する課長等

(2) 選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）

ア 審議事項

選定予備委員会の審議結果を受けて、応募事業者のプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、総合的に審議・評価を行います。

イ 委員の構成

委員長：企画経営部長または区長室長等

委員：有識者2名（学識経験者等）、選定予備委員会の委員長

(3) 選考基準（審査基準）

別紙3のとおりとする。

(4) 選定結果の通知

ア 選定結果は、選定委員会の審議対象者に文書で通知します。なお、応募を辞退した事業者には通知しません。

イ 審議の結果、相応しい指定管理者候補者がいない場合、選定しない場合があります。

1.4 応募に関する留意事項について

(1) 留意事項

ア 提出期限は厳守してください。提出期限日時以降、書類の受付はできません。

イ 提出書類の提出期限後の内容変更・追加はできません。

ウ 提出書類の全てが審議の対象となります。記入漏れがないようにしてください。

エ 提出期限後であっても、区が必要とする書類の提出を求めるとや、ヒアリングを実施する場合があります。

オ 応募に必要な一切の経費は、応募事業者の負担とします。

カ 応募に際しては、本公募要項のほか、説明会で配付する資料も本公

募要項と同様の効力を有しますので、十分留意してください。

- キ 提出書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- ク 区は、指定管理者の選定結果等を公表する場合、その他、区が必要であると認めるときは、無償で提出書類の全部または一部を使用できるものとしします。
- ケ 提出書類は、品川区情報公開条例に基づき公開の対象となりますが、企画提案書類等は、法人が有するノウハウの流出等による応募者の不利益につながる可能性があることから、公開しません。
- コ 次の要件に該当した場合は、選定の対象から除外します。
 - (ア) 提出書類に意図的な虚偽の記載があった場合
 - (イ) 審査選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - (ウ) その他不正行為があった場合
- サ 本公募要項の公表日以降、公募説明会等の区が提供する機会を除き、本件提案について、選定委員および関係する区職員への接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- シ 応募申請書類提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式4】を提出してください。ただし、本公募による選定後については、辞退することはできません。
- ス 本公募の選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

1 5 区議会による指定議決

選定委員会において選定された指定管理者候補者は、品川区議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。ただし、区議会において指定管理者の指定の議決が得られない場合は、指定管理者として指定されません。その場合でも、本公募の提案にかかった一切の費用は、指定管理者候補者の負担となります。

1 6 指定議決後の手続き等について

(1) 協定の締結

指定期間全体（5年間）を通じた施設の管理運営に関する基本的事項を定めた「基本協定書」と、年度ごとの業務や指定管理料に関する事項を定めた「年度協定書」を締結します。

(2) 災害時協定の締結について

区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は必要に応じて災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(3) モニタリング・評価の実施

区は、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、モニタリングおよび評価を実施します。

(4) 監査および検査の実施

地方自治法第199条第7項の規定により、区長または監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。また、地方自治法第158条第4項の規定により、区会計管理者による検査を行うことがあります。

(5) 情報の公開について

指定管理者が保有する当該指定管理業務に関する情報について情報公開の申請があった場合、区および指定管理者はこれを協議し、品川区情報公開条例に基づき、必要な措置を講ずることとします。

(6) 業務の引継ぎ

指定管理者が変更となる場合は、次の指定管理者へ業務の引継ぎを行っていただきます。事業者が交代することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎを行ってください。

(7) 指定の取消し等

ア 施設の管理運営に関して区が行う是正等の指示に従わないなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認めるときは、区はその指定を取消し、または期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができます。その際、区に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。

イ 不可抗力等、区および指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとしします。協議の結果、事業の継続ができないと判断された場合には、区はその指定を取消します。

17 公募日程（予定）

公募開始	令和7年9月1日（月）
公募説明会参加希望票提出期限	令和7年9月16日（火）正午
公募説明会	令和7年9月17日（水）午後2時
現地見学会	令和7年9月18日（木）午後2時
質問期限	令和7年9月22日（月）
質問回答予定日	令和7年9月25日（木）
応募申請書類・参加辞退届提出期限	令和7年9月26日（金）
企画提案書類提出期限	令和7年10月10日（金）
選定予備委員会	令和7年10月中旬または下旬
選定委員会	令和7年11月中旬
選定結果通知	令和7年12月中旬
指定通知	令和8年3月

18 事務局・問い合わせ先

〒142-0043

品川区二葉一丁目7番15号 子ども家庭支援センター

品川区子ども未来部子ども家庭支援センター子育て支援連携担当

電話 03-6421-5237

FAX 03-6421-5238

E-mail katei-center-renkei@city.shinagawa.tokyo.jp

別紙 1

応募書類一覧

NO	様式	提出書類	提出部数	
			正	副
標準応募書類				
1	5-1	指定管理者指定申請書	1	3
2	5-2	宣誓書	1	3
事業者に関する書類				
3	任意様式	概要・沿革・現在実施している全ての事業の紹介（パンフレット等でも可）	1	3
4	任意様式	事業計画書※応募書類の提出日の属する事業年度のもの	1	3
5	任意様式	事業報告書※前事業年度のもの	1	3
6	任意様式	収支予算書※応募書類の提出日の属する事業年度のもの	1	3
7	6	運営施設に関する実績の一覧表	1	3
8	証明者の様式による	納税証明書※「法人税」および「消費税および地方消費税」について未納税額のない発行後3か月以内の証明書	1	3
事業者経営分析用提出資料				
別紙「事業者経営分析用提出資料」に従い、法人種別に応じた提出書類を準備の上、「提出票」を添えて提出してください。【ファイル綴じ不要】 ※全て写しでも構いません。正本1部・副本1部（合計2部）をご提出ください。				

提出期限 令和7年9月26日（金）午後5時まで

別紙 2

企画提案書類一覧

NO.	様式	提出書類	提出部数	
			正	副
1	—	企画提案書類提出届	1	9
2	A-1	法人の理念や経営方針について <ul style="list-style-type: none"> ● 貴法人の運営する事業の目的・経営・運営に関する理念・方針を記述してください。 ● 理念・方針を具現化するために実践していることを具体的に記述してください。 ● 本施設の公募に応募した理由を記述してください。また、既存事業の実績で本施設の運営に活かされる点があれば合わせて記述してください。 	1	9
3	A-2	施設の管理運営の基本方針について <ul style="list-style-type: none"> ● 本施設の管理運営の方針・理念を、公募要項の記載事項に留意し具体的に記述してください。<u>施設全体・家庭あんしんセンター</u>について記述してください。 	1	9
4	B-1	利用者の利用にかかる区との連携・協力体制について <ul style="list-style-type: none"> ● <u>家庭あんしんセンターの利用者</u>について、施設利用にあたり区との連携・協力体制を構築する上での具体的な方針・対応を記述してください。 	1	9
5	B-2	利用者の個別性に配慮したサービス提供体制について <ul style="list-style-type: none"> ● <u>家庭あんしんセンターの利用者</u>について、個別性に配慮したサービス提供を行う上での具体的な方針・対応を記述してください。 	1	9
6	B-3	利用者の満足度を向上させる取組みについて <ul style="list-style-type: none"> ● <u>家庭あんしんセンターの利用者</u>について、母子家庭に対する自立生活支援や子育て家庭に対する育児支援など、満足度を向上させるための具体的な方針や対応を記述してください。 	1	9

7	C-1	適切な施設の維持管理の具体的方法について ● 事業運営の効率化や施設利用時の利用者・指定管理者の安全安心を図るため、施設の適切な維持管理について具体的な方針・方法を記述してください。	1	9
8	C-2	再委託を予定している業務について ● より効率的な施設運営を図るため、一部業務の再委託を検討している場合は全て記述してください。 ● 指定管理業務の全部または主たる部分の再委託は出来ず、また再委託業務については事前に区から承認を得る必要があります。	1	9
9	C-3	管理運営経費の縮減に向けた取組みについて ● 管理運営経費の縮減を図るため、法人の提案や創意工夫による具体的な縮減方針や内容を記述してください。	1	9
10	D-1	権利擁護や法令遵守について ● 利用者の権利擁護を図るため、施設管理および事業運営の関係法令等を遵守するための具体的な方針や対応を記述して下さい。	1	9
11	D-2	運営収支計画 ● 指定様式にて作成してください。 ● 事業ごとに、稼働率や件数等を記載し、給付費や利用者負担金等の収入の項目を明記したうえで金額を提案してください。	1	9
12	D-3	人材確保、職場定着支援について ● 事業運営（提案事業含む）に必要な人員配置や配置基準を踏まえた人材確保および安定した事業運営のための職場定着支援について、具体的な方針・対応を記述してください。	1	9
13	D-4	人材育成について ● 安定した事業運営およびサービス向上を図るための人材育成について、具体的な方針・対応について記述してください。	1	9
14	D-5	離職率集計表 ● 指定様式にて作成してください。 ● 離職原因について分析し、対応策を講じている場合は合わせて記載してください。	1	9

15	E-1	引継ぎの考え方について ● 施設利用者や近隣住民、関係団体等への影響を極力抑え、円滑に引継ぎを行うための具体的な方針・対応について記述してください。	1	9
16	E-2	事故防止、感染症対策、災害時対応について ● 施設内での事故防止、感染症対策、災害時対応について具体的な方針・対応を記述してください。	1	9
17	E-3	母子生活支援施設の対応について ● 施設を利用する母子家庭の利用者について、利用者の自立生活支援に向けた具体的な方針・対応を記述してください。	1	9
18	E-4	子育て短期支援事業および要支援家庭サポート（養育支援訪問事業・育児支援ヘルパー派遣等）の対応について ● 事業を利用する利用者について、育児支援に向けた具体的な方針・対応を記述してください。	1	9
19	E-5	ファミリー・サポート・センター事業の対応について ● 事業を運営するにあたり、提供会員の増員や依頼会員のニーズの把握など、事業における今後の具体的な方針・対応を記述してください。	1	9
20	E-6	地域貢献（地域との交流や連携）、関係機関との連携について ● 地域行事への積極的な参加や地域住民の活動・交流の場の提供、防災機能の維持強化等を踏まえた地域貢献、関係機関との連携について具体的な方針・対応を記述してください。	1	9
21	E-7	苦情解決の取組み、個人情報の管理および情報公開等の体制整備について ● 苦情解決の取組みや個人情報の管理および情報公開等の体制整備について、具体的な方針・対応を記述してください。	1	9

<作成時の注意>（詳細は公募要項12「企画提案書類について」を参照してください。）

- A4縦サイズで作成すること。参考資料等でA4以上のサイズの場合は

A4サイズに折り込むこと。

- 指定様式のない書類について、作成方法の指示を満たせば作成時のファイル形式は問いません。なお、添付様式を使用しない場合は、資料上部に様式名・提出書類の名称を記載すること。
(例 様式A-1 「法人の理念や経営方針について」)
- 文字のフォントは、「MS明朝10.5Pt以上」で作成すること。図や表、イラスト等を使用する場合は視認しやすいフォント・大ききで作成すること。
- 法人での既存事業で例示するなど、選定時に提案内容をイメージしやすい書類を作成すること。

提出期限 令和7年10月10日(金)午後5時まで

別紙 3

子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選考基準

【品川区立家庭あんしんセンター】

1. 家庭あんしんセンター利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。	
	(1) 母子生活支援施設ひまわり荘の利用者の自立促進が可能な相談・指導体制があるか。
	(2) 家庭あんしんセンターの利用者の相談に適切に対応するとともに、効果的な周知の方策をもっているか。
	(3) ショートステイ・トワイライトステイの利用児童に配慮したサービス提供の方策をもっているか。
	(4) 利用者や近隣住民の苦情に適切に対応し、サービスの向上に繋げる方策があるか。
2. 家庭あんしんセンターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。	
	(1) 公の施設の管理者として適切な施設維持管理の考えをもっているか。
	(2) 利用者が快適に利用できる施設維持管理の具体的な方策をもっているか。
	(3) 事故防止対策や非常時・緊急時の連絡体制や防災対策が整備されているか。
	(4) 管理経費の縮減に対する考えをもっているか。
3. 家庭あんしんセンターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているか。	

	(1) 業務遂行の基礎的能力となる経営基盤は安定しているか。
	(2) 母子生活支援施設ひまわり荘の人的配置計画は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）を遵守するものとなっているか
	(3) 子育て支援センターをはじめとするその他のセンター事業について、事業が円滑に実施できる職員体制となっているか。
	(4) 指定期間中、安定した業務の遂行ならびに業務の質を高めるための職員研修体制はとられているか。
	(5) 事業計画に対する収支予算は、過大・過小見積などの問題はないか。
4. 家庭あんしんセンターの設置目的を達成するために十分な能力を有していること。	
	(1) 家庭あんしんセンターの設置目的を達成する運営方針と十分な事業計画をもっているか。
	(2) 児童を地域で育てるという視点および関係機関との連携が図れる計画内容となっているか。
	(3) 個人情報の保護および情報公開について組織的な対応がとられているか。